

誰もが暮らしやすい社会に

障がいのある人が職場で差別待遇を受けたり、車いすでの乗車、アパート等への入居及び店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの問題があります。「合理的配慮」は、個別の状況により異なります。障がいのある人との対話を重ね、一緒に解決策を検討していくことが重要です。

《障がいのある人に関するマーク・標識》 ※各団体等が作成・所管するマークを一部ご紹介します。



● 障害者のための国際シンボルマーク



● 盲人のための国際シンボルマーク



● 身体障害者標識 (身体障害者マーク)



● 聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)



● ほじょ犬マーク (盲導犬、介助犬、聴導犬)



● オストメイト／オストメイト用設備マーク



● 耳マーク (聞こえないことに配慮する)



● ヘルプマーク (外見からは分からなくても援助や配慮を必要とする方)

～「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月から施行されました～
令和6年4月1日から事業者も障害のある方へ「合理的配慮」をすることが義務化となりました。

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を目指して

相談窓口のご案内

「これって人権侵害かも…」一人で悩んでいませんか？
まずは相談してみましょう。秘密は守られます。

佐野市困りごと・人権相談

毎月第3木曜日午後1時30分～4時(受付は3時まで)
人権擁護委員が相談をお受けします。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 佐野市 人権・男女共同参画課 ☎0283-61-1140

法務局 (全国共通電話相談)

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

みんなの人権110番
【全国共通人権相談ダイヤル】

0570-003-110

こどもの人権110番
【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話】

0120-007-110

女性の人権ホットライン
【セクハラ、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話】

0570-070-810

外国語人権相談ダイヤル
【Telephone Counseling】

0570-090-911
Weekdays 9:00 through 17:00

8月は佐野市人権対策推進市民運動強調月間

12月4日～10日は佐野市人権対策推進市民運動強調週間

Human Rights

ヒューマン ライツ

「誰か」のこと じゃない。

令和6年度啓発活動重点目標～人権啓発キャッチコピー～(法務省)



わたしたちの何気ない一言や行動が、無意識に誰かを傷つけているかもしれません。
相手の気持ちを考えていますか？

Human Rightsとは人権のことで、人間が人間らしく生きていくために社会に認められた、誰もが生まれながらに持っている権利です。



佐野ブランドキャラクター-さのまる © 佐野市

佐野市・佐野市教育委員会

インターネットによる 人権侵害

心無い書き込みによって、相手を傷つけてしまうことがあります。また、使い方や思わぬトラブルに巻き込まれたり、名前や写真などの情報が完全に消せなかったりするなどの問題があります。

女性

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の暴力、配偶者・パートナーからの暴力、セクハラ、妊娠・出産等を理由とする不当な扱いなどの問題があります。

子ども

いじめや虐待、体罰、性犯罪・性暴力、ヤングケアラーなどの問題があります。

高齢者

介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、家族等による無断の財産処分(経済的虐待)などの問題があります。

外国人

不当な就職上の取り扱い、アパート等への入居拒否、ヘイトスピーチなどの問題があります。

※「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が平成28年6月から施行されました。

部落差別(同和問題)

同和地区などと呼ばれる地域の出身や、そこに住んでいることだけで、差別を受けるような人権問題です。最近では、インターネット上の差別的書き込みなどが発生しています。身近な問題として正しく理解することが必要です。

※「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月から施行されました。

アイヌの人々

独自の文化や伝統を認めてもらえないことで、様々な偏見や差別の問題があります。

※「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が令和元年5月から施行されました。

刑を終えて 出所した人やその家族

就職差別や住居の確保が困難であるなどの問題があります。

犯罪被害者や その家族

興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏を脅かされたりするなどの問題があります。

さまざまな
人権問題

誰もが自分らしく生きるために 人権について考えてみよう

性的マイノリティ(LGBT)

L…レズビアン(女性の同性愛者)
G…ゲイ(男性の同性愛者)
B…バイセクシュアル(両性愛者)
T…トランスジェンダー(からだの性とこころの性が一致していない人)

周囲の人からの無理解や偏見から、生きづらさを抱えています。

※「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が令和5年6月から施行されました。
・性的指向…性的関心がどのような性別に向いているか、自分の意思で変えたり選んだりできるものではないといわれています。
・ジェンダーアイデンティティ(性自認)…自分の性別をどのように認識しているか、「心の性」ともいわれています。
※佐野市は「パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。

アウティングに気をつけよう

アウティングとは、他人の性的指向や性自認を本人の許可なく暴露すること。口頭で話すだけでなく、SNSなどで情報を流すこともアウティングにあたります。

感染症

エイズ、肝炎等の感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの問題が起きています。

災害に伴う人権侵害

被災された人々に対する偏見や差別、不確かな情報を発信するなどの問題があります。

ホームレス等生活困窮者

偏見や差別の対象になり、嫌がらせを受けるなどの問題があります。

ハンセン病患者・元患者やその家族

かつて医学的に不正確な知識や思い込みにより施設入所政策がとられていました。今でも偏見や差別意識の問題があります。

人身取引

性的サービスや労働の強要で被害者となるなどの問題があります。

表紙：令和5年度佐野市人権啓発ポスター最優秀作品

※学年は令和5年度時

左：竹 涼雅さん(植野小2年) 右：新井さらさん(北中2年)